

## 第4回山形県受動喫煙防止対策推進委員会議事録（要旨）

日時：平成31年3月20日（水）

14:30～15:40

場所：あこや会館 ホール（大）

### 1 開会

### 2 玉木健康福祉部長あいさつ

### 3 報告

#### ○今田委員長

それでは、暫時、議長を務めさせていただく。昨年、非常に御多忙の中、様々な御意見をいただき、また、熱い議論をいただいた。委員長としては、うまくまとまり、ほっとしているところである。本日は、条例等の施行に向けた取組みなどについて、忌憚のない意見、活発な御議論をお願いしたい。

それでは、次第に従って進めさせていただく。

次第の「3 報告」の（1）「改正健康増進法の施行について」を、事務局から説明をお願いしたい。

#### ◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

【資料1】に基づき「改正健康増進法の施行について」について説明

#### ○今田委員長

ただ今、事務局から、改正健康増進法における施設毎の取組み内容や施行日等の説明があった。

それでは、事務局からの説明に対して、委員の皆様から質問等があれば挙手をお願いしたい。いかがか。

#### ○高橋委員（山形県医師会）

2年前ほど前に、国において、加熱式たばこの有害性について、実際にどの程度なのかを調査すると話があったと記憶しているが、その後の情報等はあるものか。

#### ○今田委員長

事務局いかがか。

#### ◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

加熱式たばこについては、その健康への影響について、研究が進められていると聞いているが、いつ頃に国の知見が示されるかなどの情報は入っていない。

#### ○高橋委員（山形県医師会）

まだ、出されていないということか。

#### ◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

現時点では、国の知見等は示されていない。

#### ○今田委員長

他に、いかがか。

#### ○菊地委員（山形県社交飲食業生活衛生同業組合）

経過措置の説明の中で、「喫煙可能な場所には、喫煙可能な場所である旨を表示する」とあり、その標識は、国で作るということであったが、どのように配布されるのか。また、喫煙可能とする場合は届出が必要になるとのことであったが、どこに届け出ることとなるのか。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

改めて、御案内するが、喫煙可能とする場合の届出先については、保健所となる。標識については、喫煙可能とする場合の届出の際に案内するとともに、改正健康増進法等の周知の段階においても、対象事業者には丁寧に説明しながら進めていきたいと考えている。

○今田委員長

他に、いかがか。

○高見委員（山形県PTA連合会）

喫煙可能な場所に20歳未満の者が立ち入れないことについて、資料1にあるマークを店頭に表示するのか。皆さんに知れ渡っているのか。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

標識の内容については、国で定めたものであるが、これから皆さんに周知していくこととなるため、現段階では、皆さんに知れ渡っている状況にはない。

実際の標識に使われるデザインは、国において、国民の皆さまの意見を聞いて、決まったものとなる。使用するデザインが入った標識例を回覧するので、ご覧いただきたい。

また、喫煙可能な場所には、20歳未満の者は立ち入れないこととなる。例えば、お蕎麦屋さんで、喫煙可能とした場合にはお父さんと子どもが一緒には入れないこととなり、店頭はその旨の標識を表示していただくことになる。

○今田委員長

他に、いかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

改正健康増進法の規定について、罰則はあるのか。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

今回の資料には記載がないが、改正健康増進法の規定については、罰則が適用される。すぐに罰金となるものではなく、注意や指導等がなされ、それでも改善が見られないような場合は、公表や罰金となっている。これらは改正健康増進法で規定されている。

○今田委員長

他に、いかがか。他にはないようであるので、続いて、3報告の（2）「山形県受動喫煙防止条例の制定について」を、事務局から説明をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

【資料2-1】に基づき、受動喫煙防止条例の制定経過及び概要を説明

【資料2-2】に基づき、受動喫煙防止条例の規定内容の項目を説明

【資料2-3】に基づき、「山形県受動喫煙防止条例」に係る厚生環境常任委員会における附帯決議への対応状況として、「公共性の高い施設」の考え方、飲食店を対象とした助成制度の概要を説明

○今田委員長

ただ今、事務局から、山形受動喫煙防止条例の概要及び「公共性の高い施設」の考え方、対象施設、また、飲食店への助成制度の概要などについて説明があった。

それでは、事務局からの説明に対して、委員の皆様から質問等があれば挙手をお願いしたい。いかがか。

○高橋委員（山形県医師会）

飲食店への補助事業について、議会で承認されたとの説明があったが、周知や審査も必要となるので、簡単に交付されるものではないと考えるが、いつから施行されるのか。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

新年度からとなるが、補助金の交付要綱の制定などの事務作業のための期間や、また、国の制度との整合を図りながら進める必要があるため、少し時間をいただきたいと考えている。

#### 4 協議

○今田委員長

その他、いかがか。特にないようであるので、続いて、4の協議に入る。(1)の「山形県受動喫煙防止条例等の施行に向けた取組みについて」を、事務局から説明をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

【資料3-1】に基づき、受動喫煙防止条例等の施行に向けた、県の取組み等の計画を説明

【資料3-2】に基づき、平成31年度の受動喫煙防止対策に係る予算等の状況を説明

「条例」の目的の達成に向けては、事業者の皆様にご講ずべき対策等がきちんと周知されること、受動喫煙の防止に向けた県民運動の定着が大切であると考えている。

委員の皆様方から、「条例」等の施行に向けた取組みについて、感想や周知啓発について、具体的にこう進めたらいいのではないかなどの意見等をお願いしたい。

○今田委員長

ただ今、事務局から「山形県受動喫煙防止条例等の施行に向けた取組み」として、周知啓発方法や相談等への対応などの説明があった。

この内容に対する感想や意見、要望等何でも結構である。委員の皆様方から御意見をいただきたい。いかがか。

○高橋委員（山形県医師会）

様々努力いただいていることに対して感謝申し上げます。要望となるが、資料3-1の「2の事業者等への周知」で、出前講座や巡回訪問で「保健所において」とあるが、せっかくであるので、委員の皆様からも職場、団体等に対する説明時に使用できるパワーポイントなどの資料を作っていただきたい。例えば、商工会女性部から関係団体等に対して、お話しいただくともっと身近に感じてもらえるのではないかと。難しいものではなく、周知啓発に使える分かりやすい資料を頂けるとあちこち出向いてお話できる。委員の皆様にも是非、周知啓発に協力いただきたい。

○今田委員長

私も、様々健康教室を実施しており、例えば、「減塩しましょう」とかの説明に加えて、「たばこに関して、このような取組みがありますよ」といったスライドの資料数枚あると、様々な所で啓発活動に活用できる。

他に、いかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

毎年、当組合などの業界団体では、年度当初に総会などの会合を開催している。その会合に、健康づくり推進課の職員から出席いただき、組合員に対して、条例等の内容を説明いただければ、理解が深まるのではないかと思います。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

周知への御意見、誠にありがたい意見だと思っている。様々な会合に、我々健康づくり推進課で出向いて、事業者が講ずべき対策等について説明させていただければと考えている。

また、皆様にも、ことあるごとに説明いただくことは本当にありがたいこと。説明時に使用いただけるようなわかりやすい資料の作成を検討していく。

○今田委員長

他に、いかがか。

○青柳委員（弁護士）

パンフレットについて、中身によっては全く目を通されずに終わってしまうこともあるので、きちんと内容を伝えつつも、見やすいということが重要である。事業者に分かりやすくかつ正確な情報が伝わるような内容にしていただきたい。

また、周知について、飲食店などの民間に対しては、保健所において巡回訪問などにより周知啓発されるということであるが、公共性の高い施設について、条例が制定されても、その内容に取り組んでもらわなければ意味がないので、県において、各市町村を含めて、対応していただけるよう、周知徹底をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

体系的、組織的に漏れが無いように市町村等々を含め、きちんと説明する段取りで進めていくので、引き続き、協力をお願いしたい。

また、パンフレットについて、可能な限り、わかりやすい内容のものを作成する気持ちでいるので、御意見等を頂ければありがたい。

○今田委員長

他に、いかがか。

○山川委員（山形麺類飲食生活衛生同業組合）

先ほど回覧のあった国で作成した標識であるが、この内容で決まったということの理解でよろしいか。それとも今現在の案ということか。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

デザインとして決まったものとなる。

○山川委員（山形麺類飲食生活衛生同業組合）

結構な種類があり、どれを自分の店で使用しなければならないのか分からないのではとの印象を受けた。また、県において、禁煙標識を作るとのことであるが、これから作るということか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

喫煙場所の標識については、喫煙場所の種類が様々あるので、種類が多くなっているが、周知におい

て、丁寧に説明するとともに、喫煙可能な飲食店とする場合は、届出していただくことになるので、その際にも説明していく。

禁煙標識については、県の条例で定めているものであるもので、禁煙に取り組んでいることのPRになるようなデザインをこれから考えていく。何かいいデザインがあったら、教えていただきたい。

○高橋委員（山形県医師会）

最近、県内に外国人も増えてきているので、外国人にも分かるような内容にしていきたい。

○今田委員長

事務局において、是非、これらの意見を踏まえて検討いただきたい。

他に、いかがか。

○三浦委員（山形県経営者協会）

企業に向けてであるが、ホームページなどで、今回の条例等に基づき、いち早く積極的に喫煙環境を替えたという企業を紹介する取組みを推し進めることで、取組みに弾みがつくのではと考えている。

また、将来的なことであると思うが、県外に行く手にするのがマップであったりするので、県外や海外から来る人を考えると、マップに喫煙・禁煙場所を載せることや、例えば「このエリアは禁煙が進んでいます」といった内容を紹介することも、受動喫煙防止の取組みを推進する上で有効ではないのかと思ったところである。

○今田委員長

他に、いかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

受動喫煙防止対策の予算の関係であるが、既存飲食店で、喫煙専用室を設けるために工事などで休業しなければならない時の休業手当は、含まれているのか。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

含まれていない。

○今田委員長

他に、いかがか。

○丸森委員（山形県商工会女性部連合会）

先ほど、パワーポイントの説明資料という話があったが、各団体等で使用する資料として、映像などみんなで見るようなものを作る予定はあるものか。そのようなものを作るとした場合、その利用方法など具体的なところを教えていただきたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

具体的な資料等の内容については、本日の御意見を踏まえた上で、整理していきたいと考えている。映像も考えられるのではとのことではあったが、本日は御意見を承けたまわらせていただき、目に留まるもの、分かりやすいものとの観点で、我々の方で整理、検討した上で、改めて周知させていただきたい。

○菊地委員（山形県社交飲食業生活衛生同業組合）

資料3-2の予算資料において、推進委員会開催経費が予算として載っているが、この委員会は、継続するというのか。その場合にメンバーを入れ替えるという考えか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

本委員会は、受動喫煙防止対策の効果的な推進に向けて検討するものであることから、引き続き設置したいと考えている。今後は、より具体的な進め方や各業界団体での取組み推進に向けた検討、進捗管理を行うこととなるため、委員構成については、再度検討した上で、相談させていただきたいと考えている。現時点では、「やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会」のようなイメージを持っている。こちらにも時間をいただき、改めて相談させていただきたい。

○今田委員長

他に、いかがか。

○山川委員（山形県看護協会）

20歳未満の者の喫煙場所への立ち入り禁止について、標識表示の義務付けの内容等の周知を図っていくとのことであるが、20歳未満の青年期の人は、見た目で年齢が分かりにくいこともあるため、周知や指導が重要であると考えてるので、よろしくお願ひしたい。

○芳野委員（山形県薬剤師会）

出前講座の実施として、「保健所等において、学校などで出前講座を実施」とあるが、学校薬剤師においても関わってお話していいのではないかと考えている。必要であれば、依頼等を出していただければと考えている。その上で、現時点で、どのような内容の講座をイメージしているのか、どのような周知啓発の内容としたらいいのかなど決まっていれば教えていただきたい。

○高見委員（山形県PTA連合会）

現在、保護者では、SNSや不登校については関心が高く、勉強しているが、受動喫煙についてはあまり勉強ができていないと思う。当然、お父さん、お母さんで喫煙される方も中にはおられるので、受動喫煙について、啓発していくことは大事なことだと思う。

保護者への周知啓発として、子どもを通して、保護者に配布するとあったが、子どもを通しての配布では、保護者に届かなかつたり、もらっても忙しくて見られないなどの状況があるため、保護者間で注意喚起していくことも大事なのではと考える。PTAとして、保護者の集まりも年数回かはあるので、保護者に対するリーフレットをその集まりで配布していただくことで、「このような害がある」と言った内容を含めて注意啓発ができるのではと考えるので、よろしくお願ひしたい。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

20歳未満の者の喫煙場所への立ち入り禁止の周知や、出前講座、保護者への啓発への御意見、誠にありがたい意見だと思っている。御意見を踏まえ、対応等について、整理、検討していく。

○今田委員長

他に、いかがか。

○三浦委員（山形県経営者協会）

補助事業について、例えば、先着順になるのか、審査方法、重要な部分はどこになるのかなど具体的な規定の内容について、教えていただきたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

これから補助事業の詳細な制度設計を行うこととなるが、喫煙専用室等の設置への補助、禁煙のための壁紙等の改装への補助について、それぞれ15件を準備させていただいた。

件数については、飲食店の客席面積の割合や従業員を雇用していない飲食店の割合などを基としたが、喫煙専用室等の設置への補助については、現在、中小企業主を対象に国で実施されている。この国の制度は多い年でも数件の利用実績となっているため、国の事業と合わせて取り組むことにより対応できるのではないかと見込んだものである。

実施方法については、先進県の事例では、ある程度の募集期間を設け、応募多数の場合は抽選を行うとしている事業もあるので、これらを参考にしながら、皆さんに公平な制度となるよう検討していく。御意見等ありましたら、お知らせいただきたい。

○今田委員長

他に、いかがか。

○酒井委員（やまがた育児サークルランド）

パワーポイントの資料やパンフレットについて、小学生、中学生など年齢に合わせたものを何種類か作っていただきたい。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

御意見を踏まえ、対応等について、整理、検討していく。

○今田委員長

他に、いかがか。

○高橋委員（山形県医師会）

先程、保護者への啓発の話があったが、私たちは、小学校などで喫煙防止教育などを実施している。その際に、子どもたちに聞いてもらって、子どもたちから、保護者にその内容を教育してもらうように頼むと、子供たちはまじめに聞いてくれる。

○今田委員長

他に、いかがか。

それでは、私からも、1点確認させていただく。条例を制定したときは、盛り上がるが、だんだんしりつぽみになることが多いと感じている。このような取組みを持続させることが大事であり、どこまでこれが浸透しているのか、あるいは、途中の評価をどのように考えているのかを教えていただきたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

改正健康増進法の規定については、義務となるため、浸透、評価というよりは、その内容に沿ってしっかり対応していただくことになる。

一方、条例については、「努めるものとする」との規定であり、条例を浸透させて行くとともに、進捗管理、評価が必要であると考えている。マナーについては、県政アンケートで把握できるが、その他の部分の浸透や取組み状況の把握については、これから、詳細に検討していく必要があると考えている。この点についても、時間をいただきたい。

条例を制定した時のみ盛り上がるのではなく、いかに継続し、実効性のあるものにしていくことが一番大事なことであるので、しっかり対応していくとともに、皆様の御協力を引き続きお願いしたい。

○今田委員長

各委員の皆様から様々意見が出された。それらの意見を考慮に入れながら、県民、事業者の皆様が、混乱なく受動喫煙防止に取り組めるよう、県においてしっかり対応いただきたい。よろしく願います。

それでは、引き続き、（2）の「その他」であるが、いかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

この委員会については、今年の3月31日までの委嘱となっている。これで終わりとの理解でよろしいか。更新であるとか、今後どのように考えているか教えてほしい。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

委員の皆さまの任期が3月31日までとなっているので、一旦終了となる。今後については、具体的な取組みや進捗管理を行うこととなるため、委員の構成等を検討の上、再度お願いするような場面も出てくるものと考えている。よろしくをお願いしたい。

○今田委員長

その他、いかがか。特にないようであるが、事務局からは何かあるか。

(なし)

以上をもちまして、議事を終了させていただく。

5 その他

◆事務局（司会：真壁課長補佐）

今田委員長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様からも、沢山の御意見ありがとうございました。続いて、次第の「5 その他」だが、先ほど、「4の協議の(2)その他」において、質疑があったとおり、本委員会については、平成31年3月31日までの任期期間となっているため、任期内での開催は、本日が最後となる。

次年度以降の委員会については、条例等に基づき、具体的な方策や進捗管理等がメインとなることから、委員構成等を検討の上、改めて委員を委嘱し、委員会を開催する予定としているので、御承知願いたい。

15：40終了